

琴平町の給与・定員管理等について(令和元年度版)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度の 人件費率
平成 30年度	人 9,157	千円 4,727,118	千円 218,413	千円 1,005,390	% 21.27	% 21.03

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

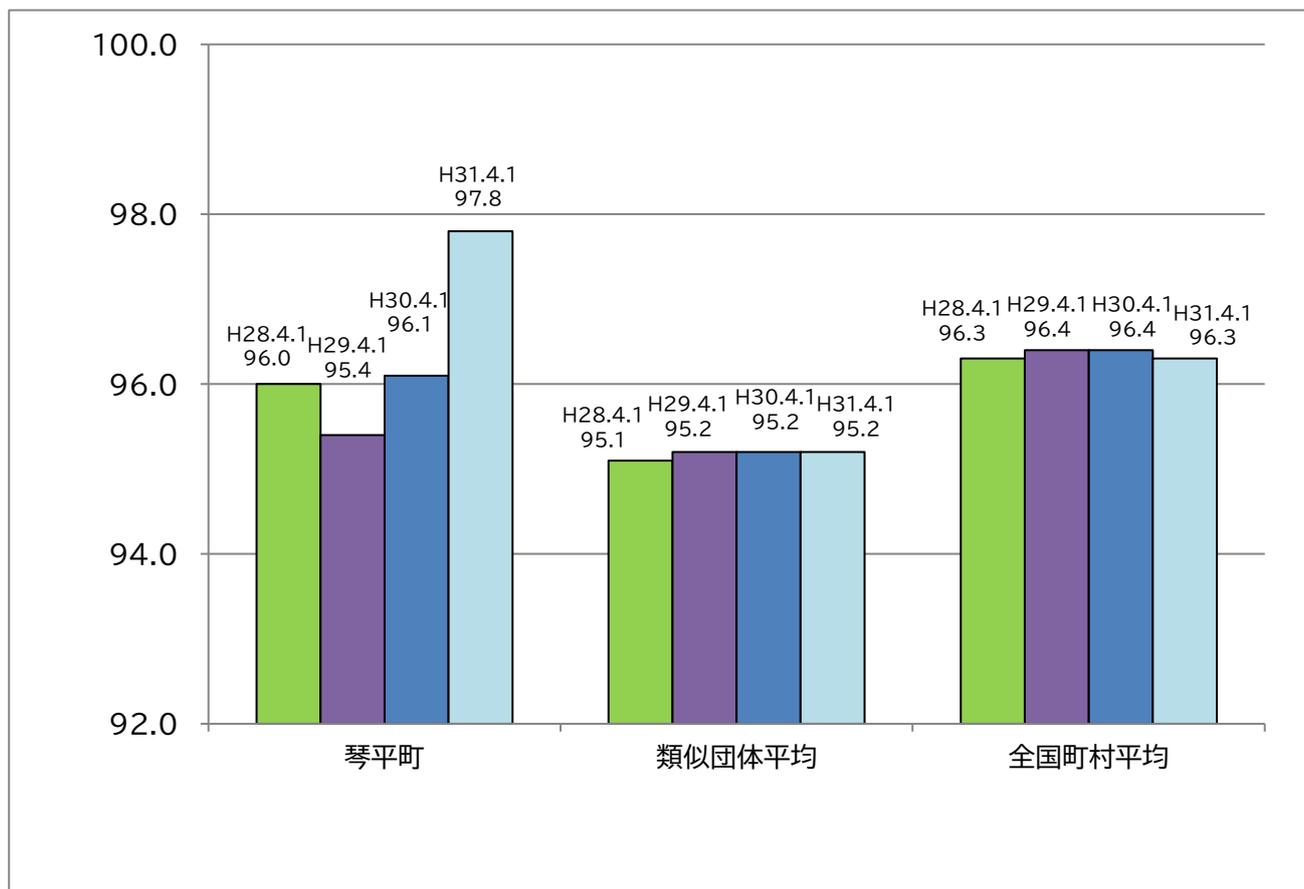
区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人 当たり給与
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 30年度	人 104	千円 386,863	千円 57,907	千円 152,587	千円 597,357	千円 5,744	千円 5,554

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和元年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①及び②に該当
職員構成の変動によるもの

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

給料表の見直し

[**実施**] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
琴平町	41.7 歳	300,300 円	369,494 円	322,995 円
香川県	43.7 歳	328,354 円	419,974 円	361,102 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	41.7 歳	300,128 円	350,875 円	326,221 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
琴平町	48.9 歳	10 人	246,300 円	293,450 円	254,500 円	—	—	—	—
うち清掃職員	47.6 歳	7 人	258,300 円	325,285 円	270,014 円	廃棄物処理業従業員	45.9 歳	296,600 円	1.10
うち学校給食員	60.2 歳	1 人	*	*	*	調理士	43.5 歳	236,300 円	*
うち用務員	52.0 歳	1 人	*	*	*	用務員	55.6 歳	211,600 円	*
その他	44.3 歳	1 人	*	*	*				
香川県	52.9 歳	14 人	314,284 円	340,359 円	332,634 円				
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円				
類似団体	50.0 歳	5 人	211,571 円	300,765 円	283,659 円				

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D —
琴 平 町	4,734,500円	—	
うち清掃職員	5,108,120円	4,102,900円	1.25
うち学校給食員	*	3,263,300円	*
うち用務員	*	2,883,400円	*
その他	*	—	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成28年～30年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
琴平町	33.6歳	205,500円	211,329円
香川県	42.9歳	354,997円	401,340円
類似団体	39.2歳	277,672円	305,213円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		琴 平 町	香 川 県	国
一般行政職	大学卒	187,200円	187,200円	180,700円
	高校卒	153,000円	153,000円	148,600円
技能労務職	高校卒	148,600円	141,900円	—
	中学卒	—	134,200円	—
教育職	大学卒	—	209,100円	—
	短大卒	167,200円	—	—
	高校卒	—	164,100円	—

(注) 国の一般行政職の初任給は、Ⅱ種・Ⅲ種採用者のものである。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	271,800円	331,600円	360,500円	377,500円
	高校卒	*	—	—	*
技能労務職	高校卒	*	—	—	—
	中学卒	—	—	*	*

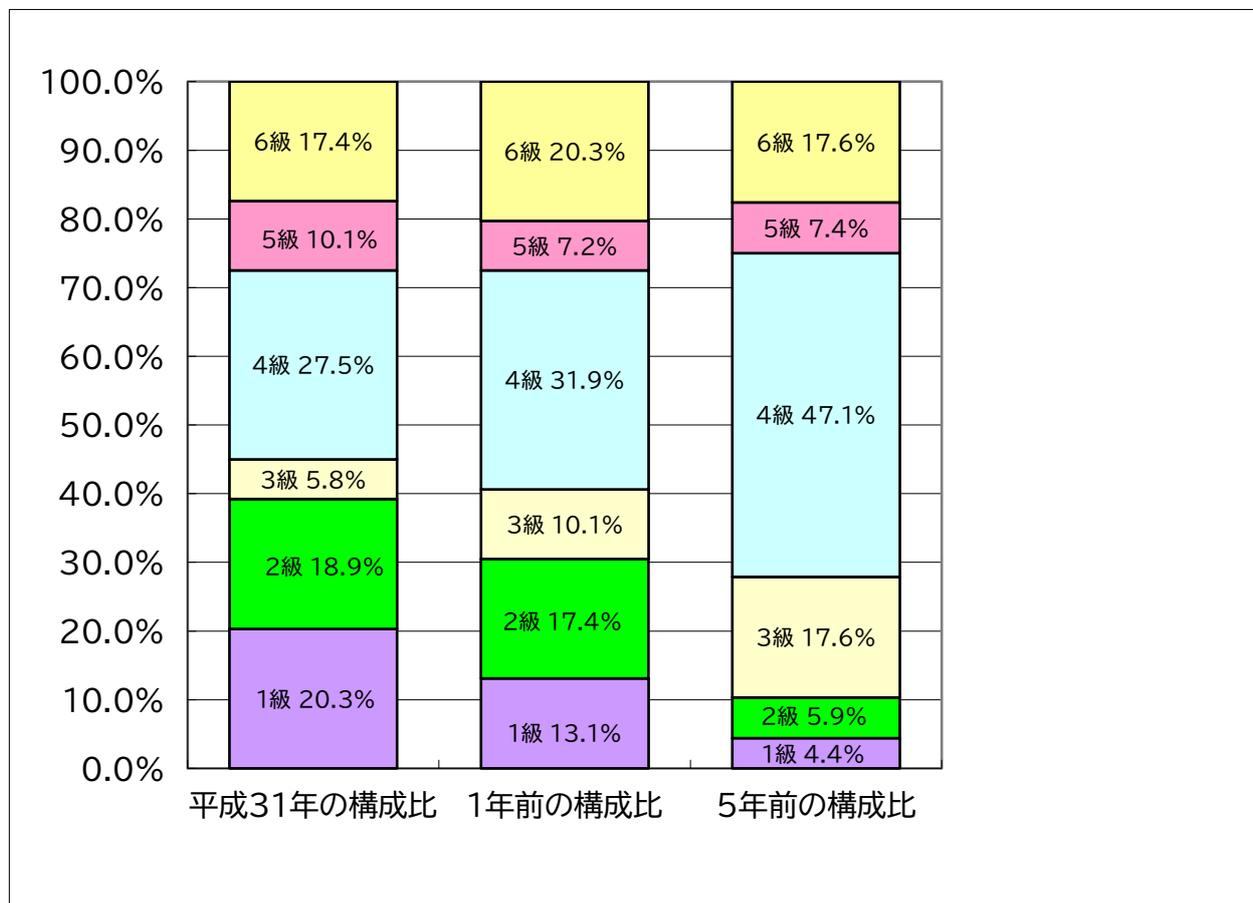
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成31年4月1日現在)

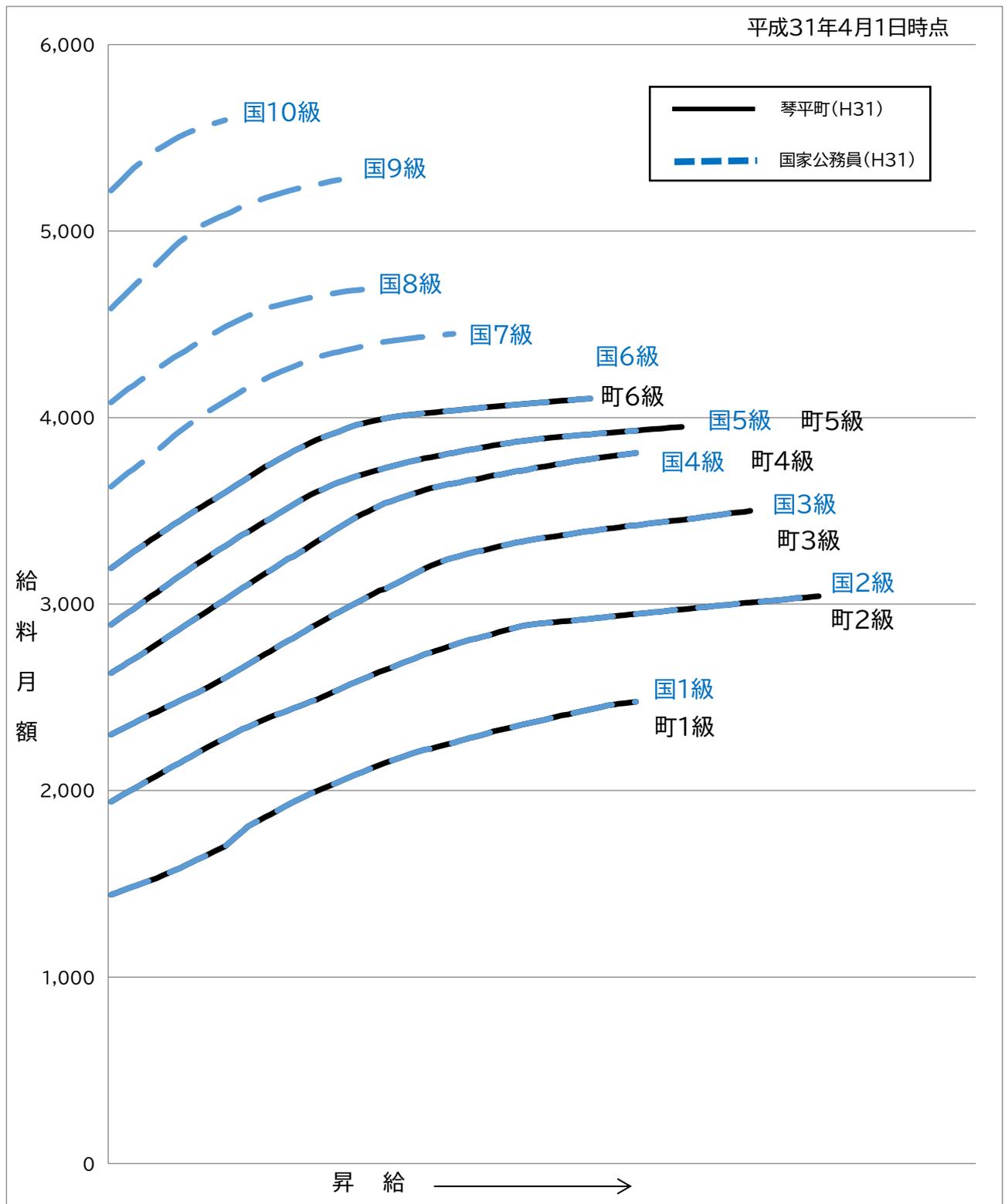
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	14人	20.3%	144,100円	247,600円
2級	主事・技師	13人	18.9%	194,000円	304,200円
3級	主任主事・主任技師	4人	5.8%	230,000円	350,000円
4級	主任・主査・主任技師	19人	27.5%	263,000円	381,000円
5級	課長補佐・局長補佐	7人	10.1%	288,900円	395,000円
6級	課長・室長・所長・局長・主幹	12人	17.4%	319,200円	410,200円

(注) 1 琴平町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(平成 31 年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(琴平町)

平成 31 年 4 月 2 日から令和2年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

琴平町	香川県	国
1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,467千円	1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,738千円	-
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5~15%	・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(琴平町)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当(平成 31 年 4 月 1 日現在)

琴 平 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	3,015千円	17,968千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 30 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成 31 年 4 月 1 日現在)

支給実績(平成30年度決算)			*
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)			*
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	支給率
高松市	2%	2名	2%

(4) 特殊勤務手当(平成 31 年 4 月 1 日現在)

支給実績(平成30年度決算)		1,951千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		121,938円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		15.4%		
手当の種類(手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業 従事手当	全職員	感染症患者若しくは感染症の 疑いのある患者の救護若しくは感 染症菌の附着若しくは附着の危険 がある物件の処理作業	0千円	日額 1,000円
行旅死亡人処理 従事手当	全職員	行旅死亡人処理作業	0千円	1件 3,000円
マイクロバス運転 従事手当	全職員	マイクロバス運転業務	5千円	日額 1,000円
清掃業務従事手当	技能労務職	ごみ収集業務	1,733千円	日額 1,000円 月額 2,400円
火葬従事手当	技能労務職	火葬業務	0千円	日額 4,000円
犬・ねこ等死体収集作業 従事手当	技能労務職	犬・ねこ等死体収集作業	45千円	1件 300円
町税事務従事手当	税務職	町税の徴収に関する事務	168千円	月額 2,000円

(5)時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	22,156千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	214千円
支給実績(平成29年度決算)	20,362千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	202千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給額 (平成30年度決算)
扶養手当	【配偶者】 7,500円 【子】 9,500円 【父母等】 6,500円 【特定期間の加算】 5,000円 ※配偶者なしの場合 【子】 10,000円 【父母等】 7,000円	異	【配偶者】 6,500円 【子】 10,000円 ※配偶者なしの場合 加算なし	9,765千円	279,000円
住居手当	【借家・借間居住者】 最高支給限度額27,000円	同	-	6,012千円	334,000円
通勤手当	【交通機関利用者】 運賃相当額 【交通用具利用者】 2km～5km 2,700円 5km～10km 5,500円 10km～15km 8,300円 15km～20km 11,100円 20km～25km 13,900円 25km～30km 16,700円 30km～35km 19,500円 35km～40km 22,300円 40km以上 25,100円	異	【交通用具利用者】 2km～5km 2,000円 5km～10km 4,200円 10km～15km 7,100円 15km～20km 10,000円 20km～25km 12,900円 25km～30km 15,800円 30km～35km 18,700円 35km～40km 21,600円 40km以上 24,400円	4,370千円	82,453円
管理職手当	【課長】 43,000円 【課長補佐】 30,000円	-		10,263千円	488,714円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円	同	-	3,231千円	85,026円

5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給 料	町長 副町長	750,000 円 576,000 円	(参考)類似団体における最高・最低額	
			850,000 円/306,000 円 710,000 円/490,000 円	
報 酬	議長 副議長 議員	330,000 円 296,000 円 270,000 円	360,000 円/205,000 円 320,000 円/175,000 円 300,000 円/155,000 円	
期 末 手 当	町長 副町長	(令和30年度支給割合) 3.30月分		
	議長 副議長 議員	(令和30年度支給割合) 3.30月分		
退 職 手 当	町長 副町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		75万×在職月数×0.365 57.6万×在職月数×0.22	13,140千円 6,083千円	任期毎 任期毎
	備考			

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

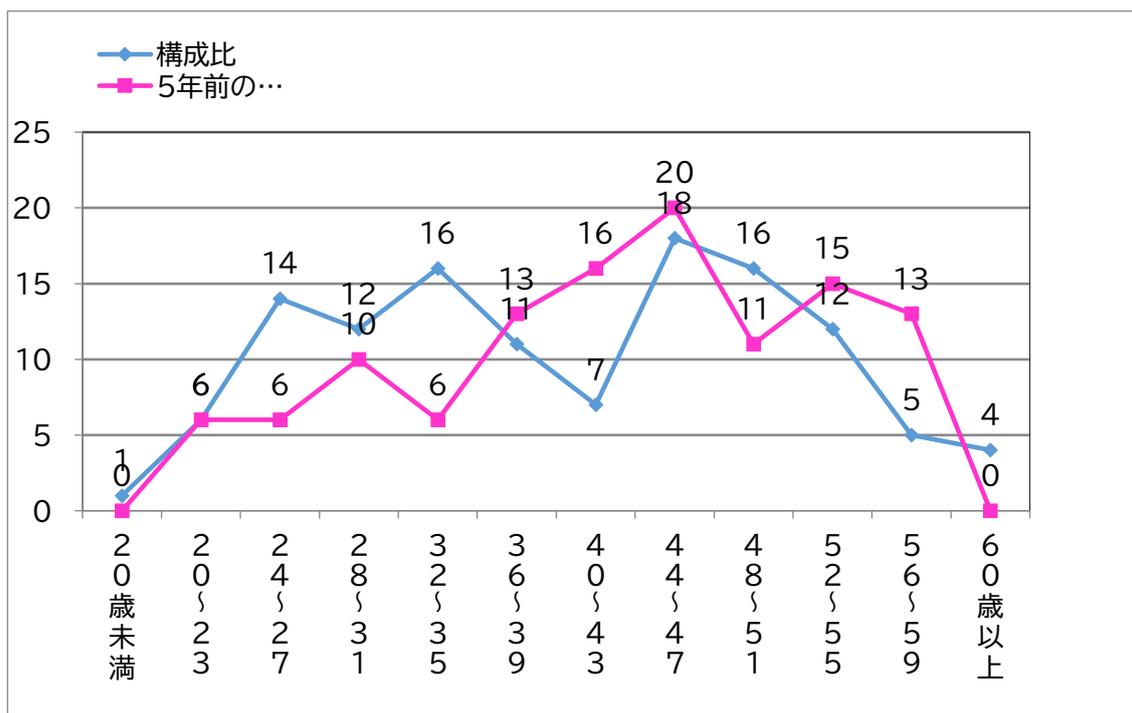
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			31年	30年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2		人事異動 業務増 退職に伴う欠員不補充 退職に伴う欠員不補充 退職に伴う欠員不補充 機構改革 業務増 業務増
		総務 企 画	24	20	4	
		税 務 生	8	7	1	
		民 生 生 働	24	25	△1	
		衛 生 働 産	16	17	△1	
		農 林 水 産	5	6	△1	
		商 工	7	5	2	
		土 木	5	3	2	
		計	91	85	6	<参考> 人口1万当たり職員数 99.38人 (類似団体の1万当たり職員数 112.59人)
		教育部門	18	19	△1	業務増
		消防部門				
		小計	109	104	5	<参考> 人口1万当たり職員数 119.03人 (類似団体の1万当たり職員数 135.64人)
公営企業等	会計部門	水 道	6	6		人事異動
		下 水 の 他	1 6	1 9	△3	
		小計	13	16	△3	
合計			122 [135]	120 [135]	2 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数133.23人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成 31 年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	29歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 2	人 3	人 14	人 14	人 12	人 7	人 10	人 15	人 22	人 11	人 10	人 0	人 120

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	26年	27年	28年	29年	30年	31年	
一般行政	85	82	81	83	85	91	7(7.1%)
教育	17	18	18	18	19	18	1(5.9%)
消防							
普通会計計	102	100	99	101	104	109	7(6.9%)
公営企業等会計計	15	16	16	17	16	13	△2(△13.3%)
総合計	117	116	116	118	120	122	5(1.7%)

(注)各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

従来、本町においては公営企業において水道事業を実施していましたが、平成 30 年4月1日より、本町を含む香川県内の市町の水道事業が香川県広域水道事業団へ統合されたことに伴い廃止されました。